

議 第 4 0 号

都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

本市都市公園条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年(2024年)2月22日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市都市公園条例(昭和34年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2項の表中

「

540円
830円
1,100円
480円
770円
1,100円
48円
43円
58円
120円
290円
580円
960円

「

590円
900円
1,200円
530円
840円
1,200円
53円
47円
63円
130円
320円
630円
1,100円

4 0 0 円
2 1 円
1 9 円
7 7 0 円

4 4 0 円
2 1 円
1 9 円
8 4 0 円

」を

」に改める。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市都市公園条例（昭和34年3月31日条例第4号）

改正後		改正前	
別表第2（第15条、第16条関係） 2 公園施設を占有する場合		別表第2（第15条、第16条関係） 2 公園施設を占有する場合	
占有物件の種類	単位	占有物件の種類	単位
電柱その他これに類するもの	第1種電柱	第1種電柱	1本につき1年
	第2種電柱	第2種電柱	
	第3種電柱	第3種電柱	
	第1種電話柱	第1種電話柱	
	第2種電話柱	第2種電話柱	
	第3種電話柱	第3種電話柱	
	その他の柱類	その他の柱類	
	水道管、下水 道管、ガス管 その他これら に類するもの	水道管、下水 道管、ガス管 その他これら に類するもの	
金額	金額	金額	金額
590円	590円	540円	540円
900円	900円	830円	830円
1,200円	1,200円	1,100円	1,100円
530円	530円	480円	480円
840円	840円	770円	770円
1,200円	1,200円	1,100円	1,100円
53円	53円	48円	48円
長さ1メートルにつき1年	長さ1メートルにつき1年	長さ1メートルにつき1年	長さ1メートルにつき1年
外径が0.15メートル未満	外径が0.15メートル未満	外径が0.15メートル未満	43円
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満	58円
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満	120円
外径が0.4メートル以上1メートル未満	外径が0.4メートル以上1メートル未満	外径が0.4メートル以上1メートル未満	290円

改正後		改正前	
外径が1メートル以上	630円	外径が1メートル以上	580円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1個につき1年	960円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	郵便差出箱及び信書便差出箱	400円
競技会、集会所、展示会その他これらに類する催しのために設ける仮設工作物	占有期間が1月未満の場合	占有期間が1月未満の場合	21円
	占有期間が1月以上の場合	占有期間が1月以上の場合	19円
標識	1本につき1年	1本につき1年	770円
(略)		(略)	